

松本市国民保護計画の変更に係る新旧対照表

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
1	P1 第1編第1章	基本理念	我が国の平和と安全を確保し、松本市国民保護計画が想定する武力攻撃事態等(武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)を未然に防ぐためには、政府による不断の外交努力等と平和行政の推進が最も重要である。	我が国の平和と安全を確保し、松本市国民保護計画が想定する武力攻撃事態等を未然に防ぐためには、政府による不断の外交努力等と平和行政の推進が最も重要である。	記述を追加
2	P3 第1編第2章	基本方針	(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。	(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。	県計画の変更に伴う変更
3	P5 第1編第3章	前文	市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡窓口をあらかじめ把握しておく。	市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。	県計画の変更に伴う変更
4	P5 第1編第3章 1	国民保護措置の全体の仕組み	国民の保護に関する措置の仕組み 県対策本部－武力攻撃災害への対処 ・武力攻撃災害の防衛	国民の保護に関する措置の仕組み 県対策本部－武力攻撃災害への対処 ・武力攻撃災害の防禦	語句修正
5	P7 第1編第3章 2(3)	関係指定地方公共機関	関東管区警察局 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡	関東管区警察局 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告	県計画の変更に伴う変更
6	P7 第1編第3章 2(3)	関係指定地方公共機関	北関東防衛局	東京防衛施設局	県計画の変更に伴う変更
7	P7 第1編第3章 2(3)	関係指定地方公共機関	中部地方環境事務所 1 有害物質等の発生による汚染物質の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報提供	記載なし	県計画の変更に伴う変更
8	P8 第1編第3章 2(4)	関係指定地方公共機関	郵便事業を営む者	日本郵政公社	県計画の変更に伴う変更
9	P8 第1編第3章 2(4)	関係指定地方公共機関	長野県土地改良事業団体連合会 1 災害時における農地及び農業用施設の応急対策・復旧への協力	記載なし	県計画の変更に伴う変更
10	P8 第1編第3章 2(4)	関係指定地方公共機関	(一社)長野県建設業協会 1 災害時における公共施設の応急対策業務への協力	記載なし	県計画の変更に伴う変更
11	P9 第1編第4章 (1)	地形及び地勢	本市は、…西は、朝日村・山形村・波田町・安曇野市・岐阜県(高山市)と接している。市域は、東西が52.2km、南北41.3kmで、面積978.47平方キロメートルの県内最大の市域を擁する都市である。	本市は、…西は、朝日村・山形村・波田町・安曇野市・岐阜県(高山市)と接している。市域は、東西が52.2km、南北41.3kmで、面積919.35平方キロメートルの県内最大の市域を擁する都市である。	合併による修正
12	P10 第1編第4章 (1)	地形及び地勢	市基本図の変更		合併による修正

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
13	P10 第1編第4章 (2)	気候	本市の気候は、海洋から隔てた四方を山に囲まれた内陸であるため、…年間総雨量としては平年値1,045.1mmと少なく全国平均約1,800mmの6割弱となっている。年平均気温は12.2度で、最も寒い1月で-0.3度、最も暑い8月で25.1度となっている。 しかし、標高の高い西部山岳地帯の上高地や乗鞍高原、東部の美ヶ原高原などでは、冬季に積雪もあり、厳しい寒さとなる。	本市の気候は、海洋から隔たった、四方を山に囲まれた内陸であるため、…年間総雨量としては平年値1,018.5mmと少なく全国平均約1,800mmの6割弱となっている。年平均気温は11.5度で、最も寒い1月で-0.6度、最も暑い8月で24.3度となっている。 しかし、標高の高い西部山岳地帯の上高地や乗鞍高原や、東部の美ヶ原などでは、冬期に一定の積雪もあり、厳しい寒さとなる。	経年変化及び語句修正
14	P11 第1編第4章 (2)	気候	グラフの変更(平均気温、最低気温平均、最高気温平均)		経年変化
15	P11 第1編第4章 (2)	気候	グラフの変更(直近30年間の降雨量)		経年変化
16	P11 第1編第4章 (3)	人口	令和5年4月1日現在の本市の総人口(登録人口)は、235,720人で、総世帯数は、108,573世帯である。 また、令和2年国勢調査の結果では ・流入人口(本市を通勤地・通学地として他市町村からの流入している人口)37,161人(うち県内他市町村に常駐35,893人、他県に常駐1,268人)、 ・流出人口(他市町村を通勤地・通学地として本市からの流出している人口)23,191人(うち県内他市町村で従業・通学21,795人、他県で従業・通学1,396人)であり、19,475人の流入超過となっている。	平成18年10月1日現在の本市の総人口(登録人口)は、228,726人で、総世帯数は、91,331世帯である。 また、平成12年国勢調査の結果では ・流入人口(本市を従業地・通学地として他市町村からの流入している人口)44,055人(うち通勤37,173人、通学6,882人)、 ・流出人口(他市町村を従業地・通学地として本市からの流出している人口)16,842人(うち通勤15,195人、通学1,647人)であり、27,173人の流入超過となっている。	経年変化
17	P13 第1編第4章 (3)	人口	地区別男女別人口及び世帯数の表を変更(令和5年4月1日現在) 「波田地区」追加		経年変化
18	P13 第1編第4章 (4)	都市構造	沿革 (文章省略)	(4) 都市構造沿革 ア 沿革 本市は、平安時代に信濃国府が置かれ、中世には信濃守護の館の所在地として、また江戸時代には、松本藩の城下町として栄えた。 近代工業化は、第2次世界大戦中の工場疎開に端を発し、昭和39年の新産業都市の指定を契機として、電機・機械・食料品の業種を中心に発展した。 商業は、「商都松本」を称せられたとおり、県中南信の基幹都市として大きな商業集積を形成している。 イ 産業別従事者 本市の産業別従事者は、サービス業、卸・小売業、製造業、建設業、運輸・通信業の順となっている。	市の沿革に関する記述を修正
19	P14 第1編第4章 (5)	道路	本市の主な道路は、高規格幹線道路として長野自動車道、一般国道として、19号、158号、143号、147号、254号がある。	本市の主な道路は、高速道路として長野自動車道、一般国道として、19号、158号、143号、147号、254号がある。	用語の適正化
20	P14 第1編第4章 (5)	道路	地図の変更(高速道路、一般国道、主要地方道)		合併による修正

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由														
21	P14 第1編第4章 (6)	鉄道、空港	本市の鉄道は、JR篠ノ井線、JR大系線、 アルピコ交通 上高地線が乗り入れている。JR松本駅の1日あたりの乗客数は、 25,130人(令和2年) である。 ○ 県営松本空港 ② 種類及び等級 地方管理空港 C級	本市の鉄道は、JR篠ノ井線、JR大系線、松本電鉄上高地線が乗り入れている。JR松本駅の1日あたりの乗客数は、平成17年度15,493人である。 ○ 県営松本空港 ② 種類及び等級 第3種陸上飛行場 C級	県計画の変更に伴う変更及び経年変化														
22	P15 第1編第4章 (6)	鉄道、空港	地図の変更(鉄道、空港)		合併による修正														
23	P16 第1編第5章 1	対象とする事態	1 武力攻撃事態の 類型 市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、 県国民保護計画において想定されている4類型を対象	1 武力攻撃事態 市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、 県国民保護計画において想定されている事態を対象と	県計画の変更に伴う変更														
24	P16 第1編第5章 1	ゲリラや特殊部隊による攻撃	そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、 橋梁 、ダムなどに対する注意が必要である。	そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。	県計画の変更に伴う変更														
25	P18 第1編第5章 1 (5)	NBC 攻撃	(5) NBC 攻撃の 場合の対応 NBC 攻撃に 対する対応については 以下のとおりである。	(5) NBC 攻撃 特別な対処が必要となるNBC 攻撃(「核兵器又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。」以下同じ。)に関し、以下のとおり、その特徴等を示している。	県計画の変更に伴う変更														
26	P19 第1編第5章 1 (5) ア	NBC 攻撃	(7) 核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む)の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。	記載なし	県計画の変更に伴う変更														
27	P21 第1編第5章 2 (2) ア	緊急処理事態	(イ)被害の概要 a 放射性物質等 ・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片、飛び散った物体による被害と 熱や炎によるもの である。	(イ)被害の概要 a 放射性物質等 ・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。	文章修正														
28	P21 第1編第5章 2	緊急処理事態	※ 本市では、平成6年6月27日深夜に、サリン散布によるテロ事件が発生している。事件 対応状況 の概要は、資料編を参照のこと。	※ 本市では、平成6年6月27日深夜に、サリン散布によるテロ事件が発生している。事件の概要は、資料編を参照のこと。	文章修正														
29	P23 第2編第1章 第1 2	市職員の参集基準等	(3) 市の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準】 体制 ① 危機管理 課体制	(3) 市の体制及び職員の参集基準等 【職員参集基準】 体制 ① 総合防災 課体制	組織変更によるもの														
30	P23 第2編第1章 第1 2	市職員の参集基準等	(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長の代替職員】 <table border="1" data-bbox="706 1381 1233 1440"> <tr> <th>名 称</th> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> </tr> <tr> <td>本部長(市長)</td> <td>嵯峨副市長</td> <td>宮之本副市長</td> <td>教育長</td> </tr> </table>	名 称	第1順位	第2順位	第3順位	本部長(市長)	嵯峨副市長	宮之本副市長	教育長	(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 【市対策本部長の代替職員】 <table border="1" data-bbox="1386 1381 1787 1440"> <tr> <th>名 称</th> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> </tr> <tr> <td>本部長(市長)</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> </tr> </table>	名 称	第1順位	第2順位	本部長(市長)	副市長	教育長	組織変更によるもの
名 称	第1順位	第2順位	第3順位																
本部長(市長)	嵯峨副市長	宮之本副市長	教育長																
名 称	第1順位	第2順位																	
本部長(市長)	副市長	教育長																	
31	P24 第2編第1章 第1 3	消防機関の体制	(1) 消防本部及び消防署における体制 消防本部(本市は松本広域消防局。以下同じ。)及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。	(1) 消防本部及び消防署における体制 消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。	語句修正														

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
32	P26 第2編第1章 第2 1	基本的考え方	(3) 関係機関相互の意思疎通 市は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して 関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築	(3) 関係機関相互の意思疎通 市は、個別の課題に関して 関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。	県計画の変更に伴う変更
33	P30 第2編第1章 第4 1 (2)	体制の整備 に当たっての 留意事項	施設・設備面 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 ・被災現場の状況をドローン等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。	施設・設備面 ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線シス	県計画の変更に伴う変更及び実態に即した記載へ変更
34	P30 第2編第1章 第4 1 (2)	体制の整備 に当たっての 留意事項	運用面 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	運用面 ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	県計画の変更に伴う変更
35	P31 第2編第1章 第4 2 (1)	警報の伝達 体制の整備	この場合において、十分な協議の上、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に	この場合において、十分な協議の上、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配	県計画の変更に伴う変更
36	P31 第2編第1章 第4 2 (2)	警報等の伝 達に必要な準 備	市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。	市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。また、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。	県計画の変更に伴う変更 デジタル化済みのため削除
37	P31 第2編第1章 第4 2	警報等の伝 達に必要な準 備	(3) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備 市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を整備する。	【全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備について】 国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム(J-ALERT)の開発・整備を実施している。	市町村モデル計画変更例に基づく記載 J-ALERT整備済みのため削除

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
38	P31 第2編第1章 第4 2	警報等の伝達に必要な準備	(7) 民間事業者からの協力の確保 その際、先進的な事業者の取組みを 周知 すること等により、協力が得られやすい環境の整備に努める。	(7) 民間事業者からの協力の確保 その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。	文章修正
39	P32 第2編第1章 第4 3	安否情報の種類及び報告様式	(1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、 原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。) 第1条に規定する第1号 及び 第2号の 安否情報収集 様式により収集し、安否情報 システムを用いて 県に報告する。	(1) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する第1号又は第2号様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。	市町村モデル計画変更例に基づく記載
40	P33 第2編第1章 第4 4 (1)	情報収集・連絡体制の整備	【被災情報の報告様式】 年号の変更		改元によるもの
41	P34 第2編第1章 第5 1 (2)	職員等の研修機会の確保	また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、 情報技術を用いた学習 (eラーニング)等も活用するなど多様な方法により研修を行う。	また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。	文章修正
42	P34 第2編第1章 第5 2 (1)	市における訓練の実施	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を 図る。による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。	訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図る。	県計画の変更に伴う変更
43	P35 第2編第1章 第5 2 (3)	訓練に当たっての留意事項	イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会の協力を求めるとともに、特に高齢者、 障がい者 その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。	イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会の協力を求めるとともに、特に高齢者、 障害者 その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。	県計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
44	P36 第2編第2章 1	避難に関する 基本的事項	(1) 基礎的資料の収集 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 ○ 避難行動要支援者名簿	(1) 基礎的資料の収集 【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】 ○ 災害時要援護者の避難支援プラン	県計画の変更に伴う変更
45	P37 第2編第2章 1 (3)	避難に関する 基本的事項	(3) 障がい者等避難行動要支援者 への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、 障がい者 等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している 避難行動要支援者名簿 を活用しつつ、 避難行動要支援者 の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、福祉関係部局等を中心とした「 避難行動要支援者支援班 」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。 ※【避難行動要支援者名簿について】 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）	(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、福祉関係部局等を中心とした「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	県計画の変更に伴う変更及び他市の内容を参考に記述を追加
46	P37 第2編第2章 2	避難実施要 領のパターン の作成	市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に 冬季 間の避難方法)、観光客や 市に通勤・通学する人の滞在状況 、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。	市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に 冬 期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。	文章修正
47	P39 第2編第2章 6 (1)	生活関連等 施設の把握 等	【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、所管県担当部局】 ・所管省庁名 5号、6号、7号 原子力規制委員会 ・施設の種類の種類 8号 毒劇薬(医薬品医療機器等法)	【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、所管県担当部局】 ・所管省庁名 5号、6号 文部科学省、経済産業省 7号 文部科学省 ・施設の種類の種類 8号 毒劇薬(薬事法)	県計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
48	P42 第2編第4章 1 (1)	国民保護措置に関する啓発	また、高齢者、 <u>障がい者</u> 、外国人等に対しては、 <u>情報通信技術を活用し、それぞれの特性に応じた分かりやすい方法</u> により啓発を行う。	また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。	県計画の変更に伴う変更及び文章の修正
49	P42 第2編第4章 2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	また、市は、弾道ミサイル <u>発射時</u> や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料等(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など)を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、 <u>全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動等について平素から</u> 住民に対し周知するよう努める。	また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など)を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。	県計画の変更に伴う変更
50	P47-48 第3編第2章 1 (1)	市対策本部の設置	カ 本部の代替機能の確保 あらかじめ指定する予備施設 <u>松本市勤労者福祉センター又はまつもと市民芸術館</u>	カ 本部の代替機能の確保 あらかじめ指定する予備施設 第1順位 まつもと市民芸術館	地域防災計画に準じた変更
51	P52 第3編第3章 1 (2)	国・県の対策本部との連携	<u>また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報共有や相互協力に努める。</u>	記載なし	県計画の変更に伴う変更
52	P57 第3編第4章 第1 2 (1)	警報の内容の伝達方法	警報の内容は、 <u>緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u> ア「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、 <u>同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実及び内容等を周知する。</u> <u>また、本市ホームページのほか、本市が整備する登録制メールサービス松本安心ネット、Yahoo!防災速報、市公式LINE等を活用して周知する。</u>	警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。 ア「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合 この場合においては、原則として、広報車等の使用による伝達及び同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。	県計画の変更に伴う変更及び実態に即した記載へ変更

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
53	P57 第3編第4章 第1 2 (1) イ	警報の内容 の伝達方法	<p>(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線や松本安心ネット、ホームページへの掲載などにより、周知を図る。</p> <p>(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</p> <p>なお、同報系の無線については、合併4地区のみ整備となっておるため、松本市全体の整備方針を策定することとする。</p> <p>また弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態の警報の伝達については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用した迅速な住民への警報の伝達を検討する。</p> <p>※ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)によって伝達された情報を松本安心ネットやホームページの掲載等により、周知を図る。</p>	<p>(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p> <p>(イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。</p> <p>また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。</p> <p>なお、同報系の無線については、合併4地区のみ整備となっておるため、松本市全体の整備方針を策定することとする。</p> <p>また弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態の警報の伝達については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用した迅速な住民への警報の伝達を検討する。</p>	県計画の変更に伴う変更及び実態に即した記載へ変更(合併による修正)
54	P57 第3編第4章 第1 2 (2)	警報の内容 の伝達方法	<p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p>	<p>この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。</p>	県計画の変更に伴う変更
55	P57-58 第3編第4章 第1 2 (3)	警報の内容 の伝達方法	<p>警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	県計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
56	P60 第3編第4章 第2 2 (1)	避難実施要 領の策定	(1) 避難実施要領の策定 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。 <u>その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。</u> 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。	(1) 避難実施要領の策定 市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。	他市の内容を参考に記述を追加
57	P61 第3編第4章 第2 2 (2)	避難実施要 領の策定	オ 集合に当たっての留意事項 集合後の町会内や近隣住民間での安否確認、 <u>避難行動要支援者</u> への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。 (例) 集合に当たっては、高齢者、 <u>障がい者</u> 等 <u>避難行動要支援者</u> の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。	オ 集合に当たっての留意事項 集合後の町会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。 (例) 集合に当たっては、高齢者、障害者等要避難援護者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。	県計画の変更に伴う変更
58	P61 第3編第4章 第2 2 (2)	避難実施要 領の策定	ク 高齢者、 <u>障がい者</u> その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、 <u>障がい者</u> 、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。 (例) 誘導に際しては、高齢者、 <u>障がい者</u> 、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。	ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応 高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。 (例) 誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。	県計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
59	P62 第3編第4章 第2 2 (2)	避難実施要 領の策定	<p>サ 避難住民の携行品、服装 (例) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医療品、携帯電話、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出し品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメットで頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。 なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、肌の露出を避ける服装とする。</p> <p>シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 (例) 緊急連絡先: 松本市対策本部 電話××××-××-××××(担当 ○○ ○○) メールアドレス××××@××××</p>	<p>サ 避難住民の携行品、服装 (例) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医療品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出し品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。 なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、肌の露出を避ける服装とする。</p> <p>シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 (例) 緊急連絡先: 松本市対策本部 電話××××-××-××××(担当 ○○ ○○)</p>	語句修正
60	P63-64 第3編第4章 第2 2 (2)	避難実施要 領の策定	<p>【市が作成する避難実施要領の参考例】 避難実施要領(案) 2 避難住民の誘導 (3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。</p> <p>3 その他避難の実施に関し必要な事項 (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医療品、携帯電話、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出し品だけとし、身軽に動けるようにする。 (2) 服装は身軽で動きやすいものとし、帽子やヘルメットで頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。 松本市対策本部 担当 ○○ 電話 ××××-××-××××(内線××××) 直通 ××××-××-×××× FAX ××××-××-×××× メールアドレス××××@××××</p>	<p>【市が作成する避難実施要領の参考例】 避難実施要領(案) 2 避難住民の誘導 (3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導 誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。</p> <p>3 その他避難の実施に関し必要な事項 (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医療品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出し品だけとし、身軽に動けるようにする。 (2) 服装は身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。 松本市対策本部 担当 ○○ 電話 ××××-××-××××(内線××××) 直通 ××××-××-×××× FAX ××××-××-××××</p>	県計画の変更に伴う変更及び実態に即した記載へ変更
61	P65 第3編第4章 第2 2 (3)	避難実施要 領の策定	<p>カ 要援護者の避難方法の決定 (避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置)</p>	<p>要援護者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)</p>	県計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
62	P67 第3編第4章 第2 3 (2)	避難住民の 誘導	(2) 消防機関の活動 市長は松本広域連合長に、松本広域消防局長が本市を所轄する消防署所の消防職員に対して、当該市の職員及び消防団長と連携し、必要な措置を実施するよう要請する。消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 (3) 消防団の活動 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。	(2) 消防機関の活動 市長は松本広域連合長に、松本広域消防局長が本市を所轄する消防署所の消防職員に対して、当該市の職員及び消防団長と連携し、必要な措置を実施するよう要請する。消防本部及び本市を所轄する消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 (3) 消防団の活動 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、町会自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。	他市の内容を参考に記述を変更
63	P67 第3編第4章 第2 3 (3)	避難住民の 誘導	(3) 松本広域消防局との連携に関する留意事項 このため、市長は、松本広域連合長に対し、松本広域消防局の消防局長に対して必要な措置を講ずることを指示するよう求めるなど必要な連携を図るものとする。	(3) 松本広域消防局との連携に関する留意事項 このため、市長は、松本広域連合長に対し、当該消防組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図るものとする。	実態に即した記載へ変更
64	P68 第3編第4章 第2 3 (7)	避難住民の 誘導	(7) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、自主防災組織、町会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。	(8) 高齢者、障害者等への配慮 市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、自主防災組織、町会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。	県計画の変更に伴う変更
65	P69 第3編第4章 第2 3 (15)	避難住民の 誘導	(15) 大規模集落施設における避難 市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設に滞在する者等についても、避難所の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。	記載なし	県計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
66	P70 第3編第4章 第2 4 (1)	事態別の避難に関する留意点	<p>イ-(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、市は、<u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</u></p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p>イ-(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令</p> <p>弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	市町村モデル計画変更例に基づく記載
67	P73 第3編第5章 3	救援の内容	<p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>(1) 救援の基準等</p> <p>市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	県計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
68	P74 第3編第6章	前文	<p><u>安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。</u></p> <p>安否情報収集・整理・提供の流れ 収集項目</p> <p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p><u>⑫ 親族、同居者からの照会に対して①～⑪の項目を回答することの希望の有無</u></p> <p><u>⑬ 知人からの照会に対して、①、⑦、⑧の項目を回答することの希望の有無</u></p> <p><u>⑭ 親族、同居者、知人以外の者からの照会に対して、①～⑩の項目を回答することの同意の有無</u></p> <p>2 死亡した住民 (上記①～⑦に加えて)</p> <p><u>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</u></p> <p><u>⑨ 遺体の安置されている場所</u></p> <p><u>⑩ 連絡先その他必要事項</u></p> <p><u>⑪ 親族、同居者、知人以外の者からの照会に対して、①～⑩の項目を回答することの同意</u></p> <p>安否情報収集・整理・提供の流れの図 報告の方法</p> <p><u>・システム</u></p> <p>・メール</p> <p>・FAX</p> <p><u>平成19年度以降は、安否情報システムにより安否情報の収集・整理・照会回答に対応する予定となっている。</u></p>	<p>記述なし</p> <p>安否情報収集・整理・提供の流れ 収集項目</p> <p>1 避難住民(負傷した住民も同様)</p> <p>⑫ 親族、同居者への回答の希望</p> <p>⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族、同居者、知人以外への回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡した住民 (上記①～⑦、⑪、⑭に加えて)</p> <p>⑮ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑯ 遺体の安置されている場所</p> <p>安否情報収集・整理・提供の流れの図 報告の方法</p> <p>・メール</p> <p>・FAX</p> <p>平成19年度以降は、安否情報システムにより安否情報の収集・整理・照会回答に対応する予定となっている。</p>	県計画の変更に伴う変更
69	P74-75 第3編第6章 1	安否情報の収集	(1) 安否情報の収集 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、 <u>外国人登録原票</u> 等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	(1) 安否情報の収集 また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。	県計画の変更に伴う変更
70	P75 第3編第6章 2	県に対する報告	市は、県への報告に当たっては、原則として、 <u>安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)</u> を、電子メール等で県に送付する。	市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。	県計画の変更に伴う変更及び他市の内容を参考に記述を追加
71	P75-76 第3編第6章 3(1)イ	安否情報の照会に対する回答	その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード、 <u>個人番号カード、特別永住者証明書、在留カード</u> 等)を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。	その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等)を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。	県計画の変更に伴う変更及び他市の内容を参考に記述を追加

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
72	P80 第3編第7章 第2 3	警戒区域の 設定	(4) 警戒区域設定に伴う措置 イ 市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に 基づき 、緊急時の連絡体制を確保する。	(4) 警戒区域設定に伴う措置 イ 市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に もとづき 、緊急時の連絡体制を確保する。	表記の適正化
73	P81 第3編第7章 第2 4	応急公用負 担等	(2) 応急公用負担 <u>ア</u> 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。 <u>(ア)</u> 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用 <u>(イ)</u> 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置 (工作物等を除去したときは、保管) <u>イ</u> 市長は、 工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管する。 <u>ウ</u> 市長は、 工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し当該工作物等を返還するため、所要の事項を公示する。	(2) 応急公用負担 市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。 ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用 イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置 (工作物等を除去したときは、保管)	他市の内容を参考に記述を追加
74	P82 第3編第7章 第2 5	消防に関する 措置等	(6) 消防の相互応援に関する出動 市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、 総務省消防庁 と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。	市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。	誤記の訂正
75	P86 第3編第7章 第4	前文	市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。 また、近隣県の武力攻撃原子力災害への対処について必要な措置を講ずる。 このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。	市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。また、近隣県の武力攻撃原子力災害への対処について必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。	他市の内容を参考に記述を削除

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
76	P86 第3編第7章 第4 1	NBC攻撃による災害への 対処	(2) 国の方針に基づく措置の実施 市は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。	(2) 国の方針に基づく措置の実施 市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。	県計画の変更に伴う変更
77	P88 第3編第7章 第4 1 (5)	NBC攻撃による災害への 対処	市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。	市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。	他市の内容を参考に記述を修正
78	P90 第3編第9章 1	保健衛生の 確保	(1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。 また、武力攻撃災害における精神的ダメージ等、災害ストレスへの迅速な対応に努める。	市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。 また、武力攻撃災害における精神的ダメージ等、災害ストレスへの迅速な対応に努める。	県計画の変更に伴う変更及び他市の内容を参考に記述を削除
79	P90 第3編第9章 1	保健衛生の 確保	(3) 食品衛生確保対策 市は、避難先地域における食中毒等の発生を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。	(3) 食品衛生確保対策 市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。	県計画の変更に伴う変更
80	P91 第3編第9章 2	廃棄物の処 理	(2) 廃棄物処理対策 ア 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	(2) 廃棄物処理対策 ア 市は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	県計画の変更に伴う変更

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
81	P92 第3編第10章	前文	市は、武力攻撃事態等においては、 水の安定的な供給等生活関連物資等の価格安定、避難住民等の生活安定等、生活基盤等の確保 を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。	市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。	他市の内容を参考に記述を変更
82	P93 第3編第11章	前文	1949年8月12日 のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は…	千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は…	表記の適正化
83	資料編 P2	国民保護協議会運営規定	(事務局) 第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を松本市 危機管理部危機管理課 に置く。 附 則 この規程は、平成18年10月16日から施行する。 この規程は、令和6年●月●日から施行する。	(事務局) 第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を松本市総務部総合防災課に置く。 附 則 この規程は、平成18年10月16日から施行する。	組織変更によるもの
84	資料編 P3	国民保護協議会名簿	第4項第1号(指定地方行政機関の職員) (幹事) 中信森林管理署 総括事務管理官	第4項第1号(指定地方行政機関の職員) (幹事) 中信森林管理署 総務課長	
85	資料編 P3	国民保護協議会名簿	第4項第3号(県の職員) (委員) 松本 地域振興局長 松本保健福祉事務所長 (幹事) 松本 地域振興局総務管理課 県民生活係長 松本保健 福祉事務所副所長	第4項第3号(県の職員) (委員) 松本地方事務所長 松本保健所長 (幹事) 松本地方事務所地域政策課県民生活係長 松本保健所次長	
86	資料編 P3	国民保護協議会名簿	第4項第7号(指定公共機関の役員又は職員) (委員) 東日本電信電話株式会社 長野支店災害対策室長 中部電力パワーグリッド株式会社松本 支社長 東京電力 パワーグリッド (株)松本電力所 (幹事) 東日本電信電話株式会社長野支店災害対策室 チーフ 中部電力パワーグリッド株式会社松本 支社総務グループ長	第4項第7号(指定公共機関の役員又は職員) (委員) 東日本電信電話株式会社松本営業支店支店長 中部電力パワーグリッド株式会社松本営業所長 東京電力(株)松本電力所 (幹事) 東日本電信電話株式会社長野支店災害対策室長 中部電力パワーグリッド株式会社松本営業所総務グループ課長	
87	資料編 P3	国民保護協議会名簿	第4項第8号(知識又は経験を有する者) 一般 社団法人長野県医師会	第4項第8号(知識又は経験を有する者) 社団法人長野県医師会	
88	資料編 P7	関係機関の連絡先	(5) 指定地方行政機関関係(国の地方機関) 林野庁 中部森林管理 局 中信森林管理署	(5) 指定地方行政機関関係(国の地方機関) 林野庁 中部森林管理署 中信森林管理署	

一連番号	該当ページ/ 該当箇所	項目名	変更案	現行	変更の理由
89	資料編 P7	関係機関の 連絡先	(7) 指定公共機関、指定地方公共機関・その他関係団体等 ア 通信、電力、ガス 名称 東日本電信電話(株) <u>長野支店</u> 所在地 <u>長野市新田町1137-5</u> 電話番号 <u>026-225-4389</u>	(7) 指定公共機関、指定地方公共機関・その他関係団体等 ア 通信、電力、ガス 名称 東日本電信電話(株)松本営業支店 所在地 松本市大手3-3-9 電話番号 34-1900	
90	資料編 P9	関係機関の 連絡先	(7) 指定公共機関・指定地方公共機関・その他関係団体等 ア 通信、電力、ガス 中部電力パワーグリッド(株)松本 <u>支社</u> ウ 医療機関 上條記念病院 松本市 <u>村井町西2-16-1</u> (削除) (一社)松本市医師会 (一社)松本市歯科医師会 (一社)松本薬剤師会 松本市 <u>中央4-9-63</u> オ その他関係機関 <u>松本広域森林組合 安曇野市三郷温泉4000 77-2413</u> 松本商工会議所 松本市中央 <u>1-9-18</u> (一社)松本労働基準協会 松本市 <u>島内3427-51</u>	(7) 指定公共機関・指定地方公共機関・その他関係団体等 ア 通信、電力、ガス 中部電力パワーグリッド(株)松本営業所 ウ 医療機関 上條記念病院 松本市芳川村井町12-1 長野県救急センター 松本市旭2-11-30 (社)松本市医師会 (社)松本市歯科医師会 (社)松本薬剤師会 松本市本庄2-4-1 オ その他関係機関 松本森林組合 松本市浅間温泉2-6-1 46-1478 松本商工会議所 松本市中央1-9-18 (社)松本労働基準協会 松本市芳野14-23 26-2300	